

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

新	旧
投資信託等の運用に関する規則	投資信託等の運用に関する規則
第 1 編 総 則 (省 略)	第 1 編 総 則 (同 左)
第 2 編 証券投資信託 第 1 章 公募の投資信託 第 1 節～第 2 節 (省 略)	第 2 編 証券投資信託 第 1 章 公募の投資信託 第 1 節～第 2 節 (同 左)
第 3 節 投資対象等 (組入株式等の範囲等)	第 3 節 投資対象等 (組入株式等の範囲)
第 11 条 投資信託財産が組入れる株式は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。 (1) 金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているもの (2) 未上場株式又は未登録株式のうち、金商法又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）若しくはこれらに準じて開示が行われているもので細則に定める要件を満たすもの <u>(以下「未上場株式等」という。)</u>	第 11 条 投資信託財産が組入れる株式は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。 (1) 金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているもの (2) 未上場株式又は未登録株式のうち、金商法又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）若しくはこれらに準じて開示が行われているもので細則に定める要件を満たすもの <u>(外国で発行される株式でこれらと同様のものとして自主規制委員会が定める株式を含む。)</u>
<u>2 前項第 2 号に規定する未上場株式等(保有する株式より子会社の未上場株式等が割り当てられた場合などを除く。以下同じ。)の投資信託財産への組入れについては、投資信託証券、金商法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権（同条同項第 2 号に掲げる権利の性質を有</u>	<u>(新 設)</u>

新	旧
<p>するものを含む。)及び金商法第2条第2項第5号に規定する組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利(同条同項第6号に掲げる権利に類するものを含む。)を通して未上場株式等へ投資している間接保有分(金融商品取引所に上場しているものを除く。)、この他、有価証券への投資やデリバティブ取引の利用などにより、ファンドの流動性管理上、実質的に未上場株式等を保有している場合と同様の管理を行うことが必要と認められる場合には、その内容を確認し、実質的に未上場株式等の持ち分に相当すると考えられるものを合算して、投資信託財産の純資産総額の15%を超えてはならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、投資者保護の観点から、流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置(解約制限など)を講じた上で、当該措置について交付目論見書又は投資信託約款へ記載することに加えて、交付目論見書をはじめとする契約締結前の開示資料中に未上場株式等への投資に関するリスク(流動性が著しく低いことにより生じるリスクなど)について投資者への注意喚起を記載するなど、投資信託の商品の特性に応じて、委託会社として必要と認められる措置を講じた場合には、15%を超えて組入れることができるものとする。</p> <p>なお、投資信託の商品の特性により、未上場株式等の組入れを15%以内とする投資信託においても、その必要性を委託会社において検討の上、委託会社が必要と判断する場合は、同様の措置を講ずるものとする。</p> <p>(未上場株式等に対する審査等)</p> <p>第11条の2 投資信託財産に未上場株式等を組入れる際は、当該未上場</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>株式等について、次の各号に掲げる事項を審査しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該未上場株式等の発行会社について、企業経営の健全性が確保されていること</u></p> <p><u>(2) 財務諸表や連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が発生していないかどうか</u></p> <p><u>(3) 前各号に規定するもののほか、当該未上場株式等の発行会社の事業内容や経営組織体制に照らして、委託会社として必要と認められる事項</u></p> <p><u>2 前項の審査にあつては、あらかじめ、適正な審査を行うに足る社内管理態勢を構築しなければならない。また、実施した審査の内容、審査の過程において検討した問題点及び審査の結果の判断に至った理由についての記録を、書面又は電磁的方法により保存しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する当該未上場株式等の審査は、運用開始後においても、投資信託としての商品の特性に応じて、継続的に実施するものとする。</u></p> <p><u>4 前条第2項に規定する未上場株式等を間接保有している場合の審査については、当該投資先において適切な審査体制が整備されていることを委託会社が確認するものとする。また、運用開始後においても、投資信託としての商品の特性に応じて、継続的に実施するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものに適用する。ただし、改正前の規定に基</u></p>	<p>(同 左)</p>

新	旧
<u>づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。</u>	